



生活・環境



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

▶ ごみ収集

問 環境課 ごみ減量係
☎ 83-8126 FAX 83-8392

ごみの出し方・分け方

ごみは決められた日時・場所に正しく分別して出しましょう。

① もえるごみ(週2回)

生ごみ、リサイクルできない紙、ビニール・プラスチック類、ゴム類、リサイクルできない衣類・布等

- もえるごみは、指定ごみ袋に入れて指定日の朝8時30分までに自治会で定めたごみステーションに出してください。
- 生ごみは十分水を切ってから出してください。



指定ごみ袋はこの表示がある店舗で販売しています。

② その他・粗大ごみ(月2回)

家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は除く)、家具、ベッド、ふとん、自転車、カーペット、金属・ガラス・陶磁器等不燃性のもの(資源①②の空き缶・雑ビン・生きビン以外)など

- 指定日の朝8時30分までに自治会で定めたごみステーションに出してください。
- 中見の見えない袋、紙袋、ダンボール箱に入れたごみは収集しません。

③ せん定枝・落ち葉・草(月1回)

- 指定日の朝8時30分までに自治会で定めたごみステーションに出してください。
- せん定枝は、太さ15cm以内、長さ150cm以内にして、ビニールひも等で束ねて出してください。
- 落ち葉・草は、透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。

出せないもの

- 事業活動で発生したもの、加工された木材、野菜(茎・葉も含む)、花、栗のイガ、果物、果実、繊維質の強いもの(シュロ、ソテツ、藤、竹、笹、木の根)

注意事項

- 生ごみ、土、石、金属類などの異物は混入させないでください。
- 草などに付着した土はできる限り落としてください。

生活・環境

〈 広告 〉

KANOTOSHIIGIEN	繫		真		美	真岡市のごみ減量推進を応援しています。 ニーズに応える豊富な運搬車両   工場や解体現場の産業廃棄物から、お店などの一般廃棄物や機密文書等の処分まで ごみのお悩み、ご相談受付中 ●一般廃棄物 真岡市荒町5218 0285(83)6833 ●産業廃棄物 真岡市阿部岡363-3 0285(84)1161
	ぐ		岡		し	
	為		を		い	
	に					

4 資源①(月1回)

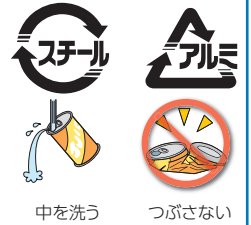
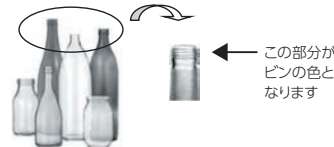
決められた日の朝、必ず地域で決めた時間内に、資源ステーションに出してください。
●資源の空き缶、ビン、ペットボトルはふたを取り、必ず水洗いしてから出してください。

1 スチール缶・アルミ缶

- 缶はつぶさないでください。
- 入浴剤などの飲食物以外のものが入っていた缶や洗ってもきれいにならない缶などは、『その他の雑ビン・缶等』です。

2 透明ビン・茶色ビン・その他の色ビン

- 必ずふたを取って出してください。
- ビンの口部分の色がそのビンの色となります。
- 透明・茶色・その他の色に分別するのは、飲食物などの口に入れられる物が入っていたビンだけです。



3 その他の雑ビン・缶等

- 飲食物以外のものが入っていた缶・ビン、ガラス、陶磁器、油缶、ビンやボトルの金属製のふた、缶詰のふたなど

4 ライター・スプレー缶

- ライターは、必ず使い切りガスを抜いて出してください。
- スプレー缶やカセットボンベ缶は、必ず使い切り穴を開けて出してください。



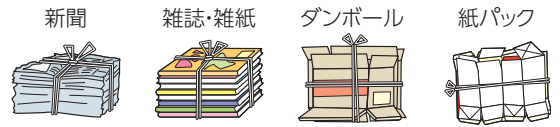
5 ペットボトル

- ペットボトルマークがあっても、ソース・ドレッシング・油のボトルは『もえるごみ』です。
- 必ず、ふたを取って、ラベルをはがし、つぶして出してください。

5 資源②(月1回)

1 紙類(新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック)

- 必ず、ひもで十文字にしばってください。(注意:針金やマイカー線は使わないでください。)



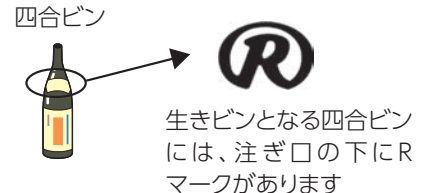
ひもで十文字にしばる

2 古着類(古着・古布)

- 必ず、たたんでひもで十文字にしばり、透明、半透明のビニール袋に入れて出してください。
- 綿の入ったもの・革製品・布でないもの・油等汚れのひどいものは『もえるごみ』です。
- ふとん・毛布・カーペットは『その他・粗大ごみ』です。
- 収集日が雨天の場合は、なるべく次回に出すようお願いいたします。

3 生きビン(「一升ビン・四合ビン・二合ビン」・「ビールビン」の2分別)

- 一升ビン(1.8ℓ)は、茶色・緑色の日本酒・焼酎・みりんのビン
- 四合ビン(720ml)は、茶色・緑色の日本酒のビン(注ぎ口の下にRの刻印があり、スクリュウキャップ式のもの)
- 二合ビン(300ml)は、茶色の日本酒のビン(桜川・燦爛・惣誉のみ)
- ビールびんは、国産品に限る。地ビール、外国産は資源①の「雑ビン」です。
- 上記以外のビンや口の欠けたビン、ラベルのないビン、くもりビンは資源①の「雑ビン」です。



※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

〈広告〉

お困りごとはおまかせください

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ゴミ片付け | <input type="checkbox"/> 建物解体、撤去 |
| <input type="checkbox"/> 不要品片付け | <input type="checkbox"/> 遺品整理 |
| <input type="checkbox"/> 庭じまい、更地 | <input type="checkbox"/> 植木伐採 |
| <input type="checkbox"/> 砂利敷、コンクリート | |

見積無料

株式会社 三成ホーム ●営業時間 9:00~18:00 ●休日/水曜日 FAX.0285-82-6316
E-mail master@sanseihome.jp
通話無料 0120-82-5903 WEBで検索! 三成ホーム 検索

技術で環境を守ります。

HIRST

栃木ハイトラスト株式会社

産業廃棄物処理業
許可 第00920007188号

特別管理廃棄物処理業
許可 第00970007188号

本社 真岡市鬼怒ヶ丘18番地3

TEL 0285-83-3966
FAX 0285-83-6500

▶ 収集しない家電製品

問 環境課 ごみ減量係
☎ 83-8126 FAX 83-8392

家電リサイクル法対象品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法により収集できません。下記の方法で処分してください。

● 買い替えによる処分の場合

新たに製品を購入する販売店に引き取りを依頼する。費用については、販売店にお問い合わせください。

● 買い替えを伴わない場合

方法① その製品を購入した販売店に処分を依頼する。

購入した販売店が不明もしくは廃業などの場合、その他の家電小売店・量販店で引き取ってくれることもありますので、直接お問い合わせください。費用については、販売店にお問い合わせください。

方法② 自分で指定引取場所に持ち込む。

郵便局でリサイクル料金を支払って、リサイクル券を受け取り、リサイクル券を貼った家電を指定引取場所へ運搬してください。指定引取場所には、事前に連絡してから搬入してください。

方法③ 収集運搬許可業者へ依頼する。

収集運搬許可業者への依頼を希望する場合は、環境課までお問い合わせください。

◎指定引取場所

岡山県貨物運送株式会社宇都宮営業所

所在地	宇都宮市西刑部町2730
電話番号	028-656-1981
営業時間	午前9時～午後5時

株式会社堀江ソーケン築瀬倉庫

所在地	宇都宮市築瀬町1568
電話番号	028-634-3367
営業時間	午前9時～午後5時

▶ 小型家電リサイクル回収ボックス

問 環境課 ごみ減量係
☎ 83-8126 FAX 83-8392

市役所本庁舎、公民館および各分館に設置しています。40cm×20cmの投入口に入る小型家電が対象です。

▶ ごみの搬入について

問 芳賀地区エコステーション ☎ 81-1244

大掃除・引越などにより、多量に発生したごみ・資源物を芳賀地区エコステーションへ自分で直接持ち込むことができます。

受入案内

所在地	堀内1839
受付	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時30分
処理料金	10kgあたり100円 ※指定ごみ袋に入れる必要はありません ※処理困難物(タイヤ・消火器・バッテリー)は別料金

芳賀地区エコステーション位置図



◎持込方法、注意事項

- ごみの種類で降ろす場所が異なるため、種類ごとに分けて持ち込みしてください。
- 持ち込みの際、ごみの発生した場所(住所)が確認できるもの(運転免許証など)をお持ちください。
- 持ち込みできない(処理できない)ものもありますので、事前にご確認ください。
- 「一時多量ごみ」や「大型ごみ」については、市が許可した一般廃棄物収集・運搬業者に依頼することもできます。

▶ せん定枝・落ち葉・草の搬入について

問 真岡市リサイクルセンター ☎ 81-5045

家庭から出る「せん定枝・落ち葉・草」を自分で直接持ち込むことができます。

受入案内

所在地	阿部岡365-4(旧清掃センター跡地)
受付時間	月～金曜日の午前9時～正午、午後1時～4時30分(年末年始を除く)
対象物	せん定枝(太さ15cm以内、長さ150cm以内)、落ち葉、草(土は落とす)
必要書類	対象物が発生した場所(住所)が確認できるもの(運転免許証等) ※処理料金は無料

真岡市リサイクルセンター位置図

概略位置図



所在地：真岡市阿部岡365-4
(旧清掃センター跡地)



◎搬入できないもの

事業活動で発生したもの、加工された木材、野菜(茎・葉も含む)、花、栗のイガ、果物、果実、繊維質の強いもの(シュロ、ソテツ、藤、竹、笹、木の根)

◎注意事項

- 持ち込みの際、せん定枝をひもで束ねたり、落ち葉や草を袋に入れる必要はありません。(持ち込む途中で道路上に散乱しないように十分注意してください)
- 生ごみ、土、石、金属類などの異物は混入させないでください。
- 草などに付着した土はできる限り落としてください。

▶ たい肥の無料配布について

問 真岡市リサイクルセンター ☎ 81-5045

配布案内

対象者	市内在住の方 ※料金無料
配布場所	真岡市リサイクルセンター(阿部岡365-4)
受付時間	月～金曜日の午前10時～正午、午後1時～3時(年末年始を除く)
必要書類	肥料袋等を持参し、ご自身で入れてお持ち帰りください。ホイールローダーでの積込補助をご希望の場合は、事前にお問い合わせください。

▶ ごみ・資源分別アプリ「さんあ〜る」

問 環境課 ごみ減量係

☎ 83-8126 FAX 83-8392

ごみの分別方法を検索できるほか、ごみの収集日をお知らせする機能があります。



Android版



iOS版

▶ 廃棄物の野外焼却は禁止されています

問 環境課 ごみ減量係

☎ 83-8126 FAX 83-8392

野外焼却(野焼き)は、法律で原則禁止とされています。家庭から出るごみは分別し、決められた日時に所定の場所へ出しましょう。

▶ 生活雑排水の処理

家庭雑排水の収集

問 環境課 ごみ減量係

☎ 83-8126 FAX 83-8392

対象 家庭から出る生活雑排水を吸込槽等で処理している家庭(業務用、し尿が含まれているものは対象外)

業務内容 泥土吸引車による収集

手数料 吸込槽:6,180円/1台 処理槽:4,120円/1㎡

▶ し尿処理

問 芳賀地区広域行政事務組合 第1環境クリーンセンター

☎ 72-2522

し尿の収集

し尿のくみ取りは、汲取槽の大きさにより1カ月から3カ月に1度、計画的に汲み取りを実施しています。この計画収集を希望される方は第1環境クリーンセンターへお申し込みください。

なお、し尿浄化槽のくみ取りは、計画収集を行っていませんので、その都度同センターへお申し込みください。

水道

上水道の開始と中止

問 水道課 料金担当

☎ 83-8166 FAX 84-7512

◎上水道開始の申込み

開始希望日の3日前までに次の事項を、水道課料金担当へお知らせください。

- ①使用者の名前
- ②使いたい水道のある住所、アパート等の名前
- ③水道を開栓したい日(平日のみ)
- ④連絡先(電話番号)
- ⑤納入通知書の送付先(水道のある住所と違う場合)

◎上水道中止の申込み

中止希望日の3日前までに次の事項を、水道課料金担当へお知らせください。

- ①使用者の名前およびお客様番号(検針票などに記載)
- ②止めたい水道のある住所、アパート等の名前
- ③水道を止めたい日(平日のみ)
- ④引越し等の場合は、新しい住まいの住所、アパート等の名前、電話番号
- ⑤請求書の送付先
- ⑥申込者と使用者が違う場合は、申込者の名前、連絡先、使用者との間柄

ご注意ください

- 空き家や長期不在となっている家屋で、給湯器等の漏水や冬場の凍結により水道管の破裂が発生しております。漏水が発生した場合、水道料金が高額になってしまう恐れがあります。水道を長期間ご使用にならない場合は、水道の一時休止のご検討をお願いします。
- 中止の連絡がないと、水道を使用していなくても基本使用料がかかりますので、必ず水道課料金担当へご連絡ください。

上水道料金

問 水道課 料金担当

☎ 83-8166 FAX 84-7512

水道料金

基本料金(1ヶ月)		超過料金(1㎡につき)	
水量	料金	水量	料金
10㎡	1,540円	11㎡~20㎡まで	165.0円
		21㎡~50㎡まで	187.0円
		51㎡~100㎡まで	209.0円
		101㎡以上	231.0円

※公共下水道ご利用の方は、水道の使用量に応じて、下水道使用料がかかります。

◎料金の支払い

水道料金は、2カ月に1度水道メーターの検針を行い、2カ月間の使用水量を2分割して料金を計算し毎月請求します。そのため料金の請求は、使用を開始した月の2カ月後からとなります。

◎料金の支払い方法

口座振替による場合

下記の金融機関や水道課窓口で口座振替の手続きをすると、毎月26日(不能の場合は翌月14日)に引き落としになります。

- 足利銀行 ● 栃木銀行 ● 筑波銀行
- 真岡信用組合 ● はが野農業協同組合
- 中央労働金庫 ● ゆうちょ銀行

納入通知書による場合

毎月20日頃に納入通知書を送付しますので、下記の窓口でお支払いください。

- 足利銀行 ● 栃木銀行 ● 真岡信用組合
- はが野農業協同組合 ● 中央労働金庫
- ゆうちょ銀行 ● 水道課窓口
- 会計課または二宮支所税務収納窓口係
- 主なコンビニエンスストア ● PayPay ● LINE Pay

〈 広告 〉

空調設備

給排水衛生設備

消防設備

メンテナンス

～心地よい空間と未来を創る～



株式会社ヨシバ

☎ 0285-82-2751

〒321-4322
栃木県真岡市東大島1093



上水道の加入金と手数料

問 水道課 庶務係

☎ 83-8167 FAX 84-7512

給水装置を新設または改造する場合は、加入金および手数料が必要となります。

水道加入金

量水器の口径	加入金の額(円)
φ13	52,800
φ20	154,000
φ25	280,500
φ30	451,000
φ40	858,000
φ50	1,595,000
φ75	4,290,000

手数料 ①申請手数料 1件につき1,000円
②竣工検査手数料 1件につき1,000円

給水装置設置資金貸付制度

問 水道課 庶務係

☎ 83-8167 FAX 84-7512

上水道の利用促進を図るため、新たに給水装置を設置する方を対象とした無利子貸付を行っています。

貸付内容 限度額30万円(2カ月毎の10回均等償還)

貸付条件 以下の条件をすべて満たす方

- ①市内在住または在住予定であること
- ②市税等を完納していること
- ③自己資金のみでは工事費等の負担が困難であること
- ④貸付金の償還能力があること
- ⑤連帯保証人を有すること

申込み手続き 事前に水道課庶務係へご相談ください。

※設置工事については、真岡市指定給水装置工事業者に依頼してください。

〈 広告 〉

- ・土木工事業
- ・環境整備(側溝清掃・路面清掃)
- ・配管清掃(排水管・下水道管)
- ・産業廃棄物収集運搬

- ・下水道管渠テレビカメラ調査
- ・管渠内補修工事
- ・浄化槽管理

株式会社 アクアドクター

Aqua-Dokter

〒321-4511 真岡市高田2643 TEL 0285-75-8919 FAX 0285-75-8909

上下水道指定工事店・合併浄化槽工事

あなたの街の水道工事店

粕谷 設備

お気軽にご連絡ください

代表 粕谷 卓史

栃木県真岡市下大曾712
TEL.0285-74-4073
FAX.0285-74-4777

各種水中ポンプ・陸上ポンプ
深井戸ポンプ・モーター捲替

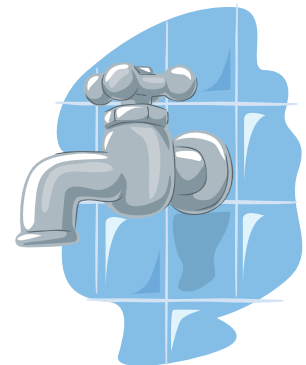
修理販売

有限会社 **阿久津電機工業**

代表取締役 阿久津 正一

(株)鶴見製作所サービス工場指定

〒321-4413 栃木県真岡市下大田和1484-3
TEL 0285(84)5004 FAX 0285(84)5004



下水道

下水道の使用料

問 下水道課 業務係

☎ 83-8160 FAX 83-8392

下水道の使用料は、1カ月の下水道使用水量で計算しています。

水道水だけの場合 下水道使用水量 = 水道使用水量

井戸水だけの場合 下水道使用水量 = 井戸水使用分(世帯員1人につき1カ月6㎡)

水道・井戸併用の場合

下水道使用水量 = 水道使用水量 + 井戸水使用分(世帯員1人につき1カ月3㎡)

※井戸水使用分について、農業集落排水地区(東郷、小林、小貝川東部、東大島、両沼、飯貝、粕田、大沼、二宮、鹿・物井、二宮東部)は計算方法が異なります。

◎下水道の料金

種別	基本料金 (1カ月)		超過料金(税込) (算出額の1円未満は切り捨て)	
	汚水量	料金	汚水量(㎡)	1㎡
一般用	10㎡ まで	1,320円	11以上20まで	143円
			21以上30まで	154円
			31以上50まで	165円
			51以上100まで	176円
			101以上	187円

水洗便所改造資金融資あっせん制度

問 下水道課 業務係

☎ 83-8160 FAX 83-8392

公共下水道が使えるようになると、家庭などから出る汚水を公共下水道本管に流す排水設備の設置工事をしていただくことになるため、市では工事資金の融資あっせんを行っています。

対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、またはし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事です。公共下水道が使えるようになった日から3年以内に行っていただきます。また、市の税金、公共下水道事業受益者負担金、水道料金を滞納していないことも条件となっています。

融資内容

融資限度額は35万円です。(建物を2軒以上お持ちの方やアパートの場合は70万円)返済の方法は、35カ月以内の毎月元金均等払いです。(利子は市負担)

申込手続き

融資の申込み手続きは、排水設備指定工事店が代行します。工事完了後に市が検査を行い、合格したときは融資あっせん決定通知書をお送りしますので、お取り引きの金融機関で融資を受ける手続きをしてください。

家庭用浄化槽設置補助制度

問 下水道課 業務係

☎ 83-8160 FAX 83-8392

補助対象 市内全域の専用住宅(公共下水道および農業集落排水事業区域を除く)
合併浄化槽の更新案件を除く

補助条件

- 合併浄化槽を新たに設置
- 単独浄化槽またはくみ取り槽を合併浄化槽に設置替えるとき

処理水の放流について

- 水路等については水路管理者に確認してください。
 - 道路側溝については道路管理者に確認してください。
- ※放流先がない場合には、市が認めた機種においての敷地内処理も対象となります。

補助金額

- 浄化槽本体設置費
5人槽…332,000円(住宅延べ床面積130㎡以下)
7人槽…414,000円(住宅延べ床面積130㎡を越える)
10人槽…548,000円(二世帯住宅)

〈広告〉



郷土の水を守る

浄化槽保守点検業者登録
県知事 第3028号/宇都宮市 第96号
浄化槽工事業者登録(届28)-第2143号

株式会社 芳賀浄化槽

浄化槽保守点検・設計・施工 給排水設備 貯水槽清掃

御見積無料です。まずはご相談下さい。

TEL:0285-84-5858(代) 〒321-4362 真岡市熊倉町5103-3
http://www.haga-jkc.com FAX:0285-84-6690

- 単独浄化槽またはくみ取り槽からの設置替え(建替え等に伴う場合を除く)
 - 単独浄化槽撤去費 上限120,000円
 - くみ取り槽撤去費 上限 90,000円
 - (同一敷地内設置で撤去が必要な場合)
 - 宅内配管工事費 上限300,000円以内
 - (流入出管・桝・宅内排水処理装置を含む)
- ★ 合併浄化槽に関しては、共同放流施設設置補助(5戸以上が共同使用)もあります。
 - ※ 設置工事については、栃木県知事の登録を受けた浄化槽工事業者に依頼してください。

生活環境に関する各種制度

機械式生ごみ処理機およびコンポスト容器設置費補助制度

問 環境課 ごみ減量係
☎ 83-8126 FAX 83-8392

補助条件 以下の条件を全て満たす方

- ① 市内在住の方
- ② 処理機等を自宅に設置できる方
- ③ 処理機等で処理されたものを自家処理できる方
- ④ 処理機等を市内の販売店から購入する方
- ⑤ 市税等を完納している方(世帯員全員)

補助台数 1世帯につき、機械式生ごみ処理機は1台、コンポスト容器は2基まで

補助額 処理機1台または容器1基あたりの購入費の2分の1(ただし処理機については1台あたり3万円、容器については1基あたり6千円を限度とする)

申し込み 購入前に環境課ごみ減量係へご相談ください。

太陽光発電システム等設置補助事業

問 環境課 環境対策係
☎ 83-8127 FAX 83-8392

補助金額

- 太陽光発電システムの発電出力 1kWあたり10,000円
- 補助限度 4kW 40,000円まで
- 蓄電システムの蓄電容量 1kWhあたり 12,000円
- 補助限度 5kWh 60,000円まで

補助対象者

電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を結んだ方

- 自ら居住する住宅に太陽光発電システム(最大出力10kW未満)を設置した方
- 太陽光発電システムが設置された住宅に新たに蓄電池を設置又は太陽光発電システムと共に蓄電池を設置した方
- 市内に住所を有している市税完納者(世帯員全員)

申し込み 太陽光発電システムは電力受給契約後90日以内、蓄電システムは支払い又は設置完了後90日以内の申請が必要となりますので、事前に環境課環境対策係までお問合せください。

飲料水用浄水器設置補助制度

問 環境課 環境対策係
☎ 83-8127 FAX 83-8392

補助金額 設置費用の1/3、限度額50,000円

補助条件

- ① 家庭用飲料水の浄水器を設置するものであること
- ② 上水道および簡易水道の給水区域外であること
- ③ 当該区域に上水道または簡易水道が設置された場合は、速やかに加入すること
- ④ 井戸水が要綱にかかげる項目について、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超えていること

申し込み 購入前に環境課へご相談ください。

狂犬病予防事業

問 環境課 環境保全係
☎ 83-8125 FAX 83-8392

犬を飼う場合は、生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射をしなければなりません。また、死亡等の変更が生じた場合は、届出が必要となりますので、詳しくは環境課へお問い合わせください。

犬の登録 市環境課、集合注射時、郡内動物病院のいずれかで手続きください。(登録手数料3,000円)

狂犬病予防注射 集合注射または動物病院で実施してください。(注射済票交付手数料550円、注射料金は別途)

犬猫避妊手術補助事業

問 環境課 環境保全係
☎ 83-8125 FAX 83-8392

補助対象

- 飼主が真岡市内に住所を有すること
- メス犬およびメス猫であること(販売目的は非該当)
- 犬の場合は狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を受けていること
- 芳賀郡内に開業する獣医師の手術を受けること
- 市税等を完納していること(世帯員全員)

補助金額 犬一頭につき5,000円 猫一匹につき3,500円

申請方法 獣医師に手術の実施済証明をもらい、手術日の翌日から30日以内に環境課で手続きしてください。

▶ 住まいについて

市営住宅への入居

問 建設課 住宅係

☎ 83-8694 FAX 83-6240

市営住宅の入居申し込みは、年3回の定期募集をし、応募者が多数の場合は抽選で入居者を決定しています。なお、定期募集時に申し込みがなかった部屋については、随時募集も実施しています。

募集はその都度、市の広報紙等でお知らせしますので、広報等をご覧のうえ募集要項にしたがって応募してください。

入居資格は、真岡市内に住んでいる方のお勤めをされている方とその家族で、収入などの条件をみたしており現在住宅に困っている方が対象となります。詳しくは、建設課住宅係へお問い合わせください。

建物を取り壊したときは

問 税務課 固定資産税係

☎ 83-8114 FAX 83-8514

建物を取り壊した場合は、「家屋滅失(めっしつ)届」を税務課へ提出してください。固定資産税の賦課期日は1月1日現在のため、届出がないと引き続き課税対象となる場合があります。なお、法務局に登録されている建物については、必ず建物の滅失登記をしてください。

生垣づくり補助制度

問 都市計画課 公園保全係

☎ 83-8724 FAX 83-6240

住宅および事業所等の建物の敷地に植栽する、次の条件を満たしている生け垣に対し、60,000円を限度額とし、1mあたり3,000円を補助します。

- 生垣総延長5m以上かつ一般通行用道路に3m以上面していること
- 樹木の高さが50cm以上あり、1mあたり2本以上植栽すること

害虫駆除用散布機・刈払機の貸出し

問 都市計画課 公園保全係

☎ 83-8724 FAX 83-6240

貸出時期・受付時間

5月～9月の毎週月曜日・金曜日の午前8時30分～正午(祝日は除く)

受付場所

都市計画課作業所(シルバー人材センター事務所の西側)

古木、名木の指定制度

問 環境課 環境保全係

☎ 83-8125 FAX 83-8392

健全で、樹容が美観上特に優れており、次の条件のいずれかに該当するもので、将来にわたり保存すべき樹木を古木、名木に指定します。

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
- 高さが15m以上であること
- 株立した樹木で、高さが3m以上であること
- 枝葉の面積が30㎡以上であること
- 地域的に貴重な樹木で高さが3m以上であること

木造住宅の耐震化補助制度

問 建設課 建築係

☎ 83-8150 FAX 83-6240

昭和56年5月以前の基準により建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅の耐震化に対する費用を補助します。

耐震診断 耐震性を診断士が評価
限度額:6万4千円

耐震建替 現在の住宅を取り壊し、新たに建築
限度額:100万円

耐震改修 現在の住宅を補強
限度額:100万円

石塀等撤去費等補助制度

問 建設課 建築係

☎ 83-8150 FAX 83-6240

地震発生時に倒壊の恐れがある塀を、撤去や低くするなどの工事費用を補助します。

補助対象 3段積み以上の石塀、ブロック塀などで、高さが80センチを超えるもの。

補助額 撤去費用または撤去する塀1mにつき1万円を乗じて得た額の、いずれか少ない額の2分の1以内(1敷地10万円限度)

空き家バンク制度

問 暮らし安全課 空き家対策係

☎ 83-8144 FAX 83-8392

▶▶▶ P26

若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業

問 建設課 住宅係

☎ 83-8694 FAX 83-6240

中学生以下の子どもがいる世帯が市内に新築または中古住宅を取得した場合に、取得した住宅の固定資産税相当額の一部を補助します。市外から転入した世帯は補助額を加算します。※最長で3年間

道路や交通について

道路の破損を見つけたら

問 建設課 維持係

☎ 83-8148 FAX 83-6240

建設課では、道路の安全を確保するために職員によるパトロールを実施して、舗装の穴、路肩や側溝等の補修を行っています。

市民の皆さんが、破損箇所を発見された場合は、建設課までご連絡ください。

交通安全施設

問 暮らし安全課 交通防犯係

☎ 83-8110 FAX 83-8392

市では、道路の見通しの悪い交差点等における交通安全を図るため、カーブミラーを設置し交通事故の未然防止に努めています。

新規の設置を希望される場合は、地元自治会の区長、町会長にご相談ください。また、壊れたり、向きがずれていた場合は、問合せ先までご連絡ください。

チャイルドシート等購入費補助制度

→74ページへ

高齢者運転免許証自主返納支援事業

問 暮らし安全課 交通防犯係

☎ 83-8110 FAX 83-8392

支援内容

1. 高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転免許証を自主返納した高齢者の支援として、移動手段のデマンドタクシー(いちごタクシー)とコミュニティバス(いちごバス・もおかべリー号)の「共通無料乗車券」(無期限)を交付します。

2. 高齢者運転免許証自主返納支援タクシー事業

市内の民間タクシー会社で使用できる「タクシー利用券」(期間は年度末)を交付します。1月あたり3枚で、年間最大36枚を交付します。1枚で500円分の支援となります。

支援の対象者

- 有効期限内の運転免許証を自主返納した時に、満65歳以上で市内に住所を有している方
- 返納日から1年以内に申請した方
- 2の支援タクシー事業については、1の支援事業を申請した方で、老人福祉タクシー事業によるタクシー券の交付を受けていない方

支援を受けるには

- 真岡警察署または運転免許センターで、運転免許証の返納手続きをしてください。
 - 手続き後、「運転免許の取消通知書」の写しと顔写真2枚(縦4cm、横3cm)を持参し、いきいき高齢課の窓口で本事業の申請をしてください。
 - 1の「共通無料乗車券」は、後日、申請のあった住所に郵送します。
- なお、利用の際には、必ず、共通無料乗車券を運転手に提示してください。



1乗車(片道)300円の公共交通「いちごタクシー」⇒P108